

## 平成30年度総会・技術研修会開催される

平成30年6月7日(木)、埼玉会館において、平成30年度通常総会が開催されました。

### ● 会長挨拶

会員の皆様には、日頃より当協議会の活動につきまして、特段の御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

国の第5次環境基本計画では、温室効果ガスの排出量を2050年までに80%削減することを地球温暖化対策の長期的な目標として掲げております。

この目標を達成するためには、温室効果が極めて高いフロン類の大気中への排出を抑制していくことが重要であります。

最近では、エアコンや冷凍冷蔵機器(機器)の使用中的フロン類漏えいが問題視されております。また、機器廃棄時のフロン類の回収率は約38%であり、低い水準で推移しています。定期的な点検や、適切な管理により、フロン類の漏えい防止に努めていただくようお願いいたします。会員の皆様方におかれましても、この機会にフロン排出抑制法について、より一層の御理解を賜りたいと思います。



会長 黒木 健之

### ● 議 事

#### 審議事項

#### (1) 平成29年度事業報告及び収支決算に関する件

平成29年度の事業実績と収支決算(収入 475,551 円、支出 329,323 円、差引額 146,228 円を平成30年度に繰越)が承認されました。

#### (2) 平成30年度事業計画及び予算に関する件

平成30年度は総会の開催、普及啓発物品や会報の作成などの事業を実施し、予算額を416,231 円とすることが承認されました。

#### ○役員名簿(敬称略)

会 長 黒木 健之 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長)  
副 会 長 加藤 博 (埼玉県電機商業組合理事長)  
常務理事 石鍋 恵子 (埼玉県環境部大気環境課長)  
理 事 平沼 一幸 (埼玉県自動車販売店協会会長)

理事 齊藤 一雄（一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会副会長）  
 監事 中新田 直生（株式会社市川環境エンジニアリング取締役）  
 監事 中島 辰衛（一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会専務理事）

### ■ 技術研修会

総会終了後、ダイキン工業株式会社 化学事業部 コンプライアンス部の清水義喜氏をお招きし、「フロン規制とその動向」と題して、フロン排出抑制法及び最新の冷媒動向について御講演をいただきました。

## 平成29年度 フロン類の回収状況

埼玉県における平成29年度のフロン排出抑制法に基づく、機器からのフロン類の回収量の集計結果が図1のとおりまとめられました。

回収量は255.8トンであり、平成28年度と比較して約9%増加しました。このうち廃棄時等回収についてみると、平成28年度の177.5トンから200.3トンへと、約13%増加しました。

国における平成29年度の廃棄時等のフロン類回収率は推計値で約38%であり、依然低い水準です。

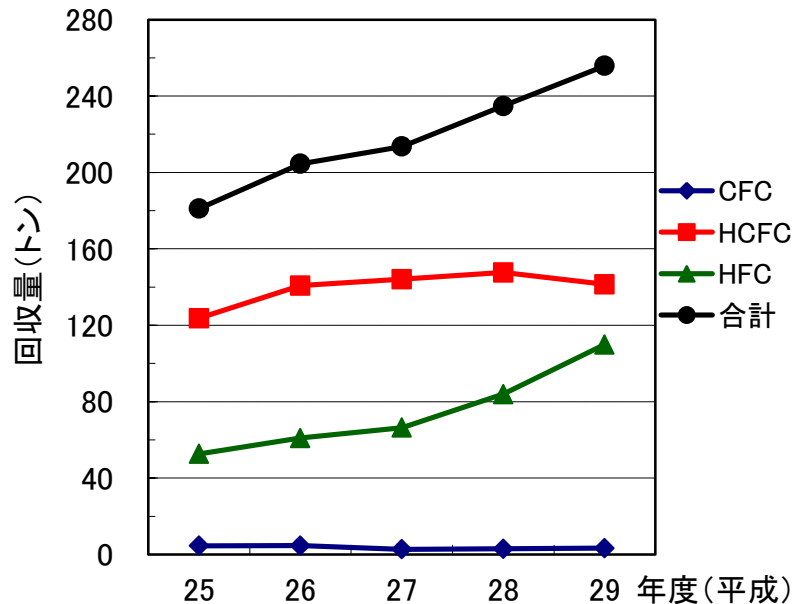


図1 フロン類回収量の推移 (廃棄・整備合計)

フロン類の漏えいを防止するため、適切な機器管理や、適正な冷媒充填及び回収行為を行う取組を進める必要があります。

|        | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 廃棄時回収量 | 129.2    | 150.7    | 160.9    | 177.5    | 200.3    |
| 整備時回収量 | 51.9     | 53.9     | 52.6     | 57.3     | 55.6     |
| 合計     | 181.0    | 204.5    | 213.5    | 234.8    | 255.8    |

(単位:トン)

## 平成29年度フロン類算定漏えい量の集計結果

平成31年1月15日に、環境省及び経済産業省より、フロン排出抑制法に基づく、「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」による平成29年度のフロン類算定漏えい量の集計結果が発表されました (<https://www.env.go.jp/press/106348.html>)。

「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は、機器からフロン類を多く漏えいした事業者(特定漏えい者:フロン類漏えい量の合計が二酸化炭素換算で年間1,000トン-CO<sub>2</sub>以上となる者)が、漏えい量を国に報告し、国が集計・公表する制度です。

この制度の目的は、機器使用時のフロン類の漏えいの実態を把握・公表することによって、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することです。

平成29年度は、特定漏えい者からの算定漏えい量は全国で228万トン-CO<sub>2</sub>でした。埼玉県での特定漏えい者からの算定漏えい量は10万2千トン-CO<sub>2</sub>で、全国の4.5%を占めていました。業種別に見ると図2のようになり、埼玉県では、「食料品製造業」、「各種商品小売業」、「飲食料品小売業」の3業種が、合計8万7千トン-CO<sub>2</sub>漏えいしており、全体の85%を占めていることが分かりました。

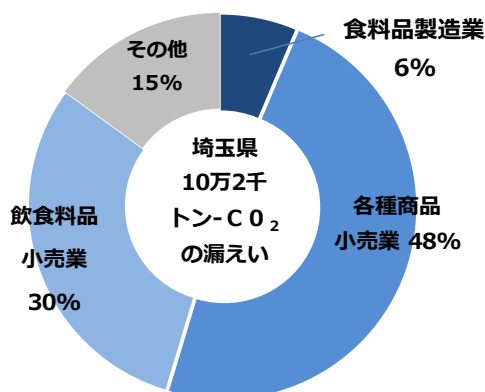


図2 埼玉県算定漏えい量集計結果(平成29年度)

## フロン排出抑制法に基づく 機器の管理者が行う4つの取組について

平成27年4月にフロン排出抑制法が施行されて、3年が経過しました。機器使用時のフロン類の漏えいや、機器廃棄時の回収率の低迷など、課題が見えてきています。

事業者の皆様には、機器の管理者として以下の4つの取組を行ってください。

- ①**機器の点検** 全ての機器について、3か月に1回以上の簡易点検を行ってください。圧縮機の出力が7.5kW以上の機器については、定期点検も行ってください。
- ②**記録の保管** 対象機器のリスト、点検整備記録簿、充填回収量証明書等の作成・保管を行ってください。
- ③**算定漏えい量の算定** 1年度ごとに、フロン類の漏えい量を算定してください。
- ④**廃棄時のフロン類回収** 機器を廃棄する際は、必ず第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

埼玉県においても、事業者への立入検査や、法令説明会の実施などで、周知を進めています。また、平成30年度から、管理者の方の遵守状況や機器の管理状況を確認する調査を、一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会に委託して行っています。

## 普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、平成29年度事業で、フロン類の適切な管理、回収を目的とした普及啓発物品として、キャンバスバッグを作成しました(図3)。

各業界団体などに配布して普及啓発をお願いしました。



図3 作成したキャンバスバッグ

### 埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール: [a3050-09@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3050-09@pref.saitama.lg.jp)

ホームページ: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kyougikai.html>